高浜市自治基本条例検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 高浜市自治基本条例(平成22年高浜市条例第24号。以下「条例」という。)第24条に規定する条例の検証等を行うため、高浜市自治基本条例検証委員会(以下「委員会」という。) を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べ、又は提案 を行う。
 - (1) 条例の施行の状況に関すること。
 - (2) その他条例の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市民
 - (3) 市の職員のうちから市長が指名する者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会においては、委員長が議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、その権限に属する事項を行うため必要があると 認めるときは、関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意 見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部総合政策グループにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年9月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。